

BRIDGE 評価ワーキンググループ運営要領

令和 7 年 5 月 29 日
ガバニングボード決定

(BRIDGE 評価ワーキンググループの運営)

第 1 条 「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針」(平成 29 年 5 月 29 日ガバニングボード決定。以下「BRIDGE 運用指針」という。)に基づく BRIDGE 評価ワーキンググループの運営は、BRIDGE 運用指針に定めるもののほか、本要領に基づき行うこととする。

(BRIDGE 評価ワーキンググループの構成)

第 2 条 BRIDGE 評価ワーキンググループは、BRIDGE 評価委員会の座長が必要に応じて、分野ごとに設置することができる。

- 2 各ワーキンググループは、必要に応じてプログラム統括チーム構成員を含め、当該構成員及びその他の有識者により 3 名以上で構成するものとする。
- 3 各ワーキンググループのグループ長は、当該ワーキンググループの構成員の中から、BRIDGE 評価委員会の座長が指名する。
- 4 各ワーキンググループのグループ長代理は、当該ワーキンググループの構成員の中から、グループ長が指名する。
- 5 各ワーキンググループのグループ長は、必要に応じて、当該ワーキンググループの構成員以外の者を出席させることができる。

(BRIDGE 評価ワーキンググループの役割)

第 3 条 BRIDGE 評価ワーキンググループは、BRIDGE 評価委員会による評価を円滑に実施するため、各ワーキンググループにおいて事前の評価を実施する。

- 2 各ワーキンググループのグループ長は、ワーキンググループの議事運営を行い、事前の評価結果を取りまとめるものとする。
- 3 各ワーキンググループのグループ長は、事前の評価を行う事項について直接の利益相反関係を有するワーキンググループ構成員を参加させないものとする。グループ長自らが利益相反関係を有する場合は、グループ長代理にその業務を代行させることができる。

(BRIDGE 評価委員会への報告)

第 4 条 各ワーキンググループのグループ長又はグループ長代理は、BRIDGE 評価委員会に代表して出席し、評価結果の案を報告するものとする。

(雑則)

第 5 条 この要領に定める事項のほか、BRIDGE 評価ワーキンググループに関し必要な事項は、BRIDGE 評価委員会の座長が定めるものとする。